

EEC 条約における黙示的条約締結権限法理及び共通通商

政策規定の ECSC 条約及び Euratom 条約への適用可能性

西 谷 元

- 一 序 論
- 二 欧州経済共同体
- 三 欧州石炭鉄鋼共同体
- 四 欧州原子力共同体
- 五 結 語

一 序 論

欧州共同体においては、条約上の明示的条約締結権限とは別に、共同体司法裁判所判例によって、黙示的権限法理に基づく共同体条約締結権限が EEC に認められている。ところで、欧州共同体における黙示的権限法理を論じる場合、しばしば EEC 条約における黙示的権限法理をもって、欧州三共同体全体の黙示的権限法理と論じまた判断する傾向がある。さらに、共同体司法裁判所判例の検討を通じて EEC 条約における黙示的権限を論じる場合、共同体司法裁判所が下した判断は黙示的条約締結権限に限られるにもかかわらず、あたかも EEC の権限全体に適用される黙示的権限法理が存在するかのごとく議論される。本稿の目的は、欧州共同体の条約締結権限の範囲を確定するため、

各共同体条約における明示的条約締結権限規定の検討を通じて、EEC条約において発達した黙示的条約締結権限法理のECS C条約及びEuratom条約への適用可能性、並びにEEC条約の共通通商政策規定すなわちEEC条約第一一三条における条約締結権限がいかなる限度までECS C条約及びEuratom条約産品に適用され得るかを論じることにある。一では欧州経済共同体における条約締結権限を、二では欧州石炭鉄鋼共同体における条約締結権限を、三では欧州原子力共同体における条約締結権限を検討する。

二 欧州経済共同体

A 法人格規定

共同体の法人格についてはEEC条約第二一〇条において規定され、当該規定は、加盟国国内法上の法人格を与えらるとともに、国際法上の法人格をも認めることを意図するものであるが、この規定は共同体の条約締結権限の範囲を明確にするにあたっては直接貢献するものではない。^② 共同体司法裁判所は *Flaminio Costa v ENEL* において、^① 共同体の国際法人格を「国際社会において代表する能力」と定義し、^③ またより具体的には、*E.R.T.A. Case* において、「対外関係において……共同体が非加盟国と合意を締結する能力を有することを意味する」と判示している。^④ 共同体司法裁判所は、この法人格概念より権限を直接導き出すことをせず、国際法人格を権限を有する能力ととらえて国際法人格概念を共同体の具体的、個別的権限と分離した後、特定の権限が認められるか否かを共同体の明示的権限及び共通規則を検討することにより明かにしている。^⑤

B 明示的条約締結権限

EECは、条約上、関税協定及び通商協定(第一一三条—第一一四条、過渡期間に関して第一一一条)、他の国際機構と協力するための国際協定(第二二九条—第三一一条)並びに連合協定(第二三八条)を締結する明示的権限を有する。⁶⁾

(1) 関税協定及び通商協定

第一一三条は、「過渡期間の終了後、共通通商政策は、特に……関税協定及び通商協定の締結……に関して一律の原則に基づくものとする」(同条第一項)とし、「第三国との協定が交渉を必要するときは、委員会は理事会に勧告を行い、理事会は委員会が必要な交渉を開始することを許可する」(同条第三項前段)と規定している。さらに、「委員会は、理事会がこの任務に関し委員会を補佐するために任命した特別評議会と協議して、理事会が与える命令の範囲内で交渉を行う」(同条第三項後段)と規定する。理事会は特定多数決によつてこのような条約を共同体のために締結する(第一一四条)。

(2) 連合協定

第二三八条は、共同体の連合協定締結権限を定め、「共同体は、第三国、国家連合又は国際機構と、相互的な権利及び義務、共同の行動並びに特別の手續を含む連合を設立する協定を締結することができる」と規定する。これらの連合協定は、理事会により、欧州議会の構成員の絶対多数決による承認を受けた後、全会一致で締結される。⁷⁾

(3) 国際機構との協定

第二二九条—第三一一条は、EECと他の国際機構との協力について定める。第二二九条は国連、専門機関、GATT及び国際機構一般との有益な関係の維持につき、第三三〇条は欧州審議会との有益な協力関係の確立そして第二三一条は経済開発協力機構との密接な協力関係につき規定する。これらの規定に基づくEECの活動は、公文書の送

付、口頭での合意、相互の機関における同様の宣言の採択等の非公式のものから、オブザーバーの交換、連絡事務所又は合同委員会の設立のようなより制度化した形態のものまである。⁹⁾ EECは、第二一九条―第二二一条に基づいて、多数の国際機構と協定を締結しており、それらは共同体委員会により締結されたものが大部分であるが、総会による例もある。

ところで、第二一九条―第二二一条に基づく協定は、一般に主として技術的又は行政的性格を有するものであり、委員会は、第一一一一条、第一一三条及び第二三八条におけるような実体的な条約を締結する権限を有するものとは考えられていない。¹⁰⁾

(4) 第二二八条

EEC条約第二二八条第一項前段は、「本条約の規定が、共同体と一若しくは二以上の国又は国際機構との間の協定の締結を規定している場合には、この協定の交渉は委員会によって行われる。この分野において委員会に与えられた権限に従うことを条件として、この協定は、理事会により、本条約に定める場合には総会と協議した後、締結される」と規定する。

第二二八条を、手続規定ではなく、共同体条約締結権限の一般規定ととらえ、第二二八条に準拠する条約締結権限を認めるとの考え方も存在するが、¹¹⁾ 通説及び共同体司法裁判所判例は、¹²⁾ 第二二八条を権限規定とはとらえず、条約締結に際しての共同体機関間の権限関係を規定する手続一般規定と解釈する。また、この点に関しては、共同体理事会及び委員会も意見の一致をみている。¹³⁾

第二二八条を権限規定ととらえた場合、同条における「本条約の規定が……協定の締結を規定している場合には」との限定及び同条と Euratom 条約第一〇一条との比較により、EECの条約締結権限は、第一一一一条、第一一三条

及び第二三八条等の明示的授權に基づくものに限られるとの立論も可能であった。しかしながら、第二二八条を手續規定と解釈したが故に、同条における限定にもかかわらず、後述する黙示的条約締結権限が EEC 条約において認められ得たと考えられる。

C 黙示的条約締結権限に関する判例

共同体司法裁判所は、第一一一一条、第一一三条、第二三八条及び第二二九条—第二三一条に基づく明示的共同体条約締結権限とは別に、判例によって EEC の黙示的条約締結権限を認めてきた。¹⁴ 共同体司法裁判所は、*E.R.T.A. Case* において、明示的内部権限である EEC 条約第七五条¹⁵及び共通規則である理事会規則 543/69 を根拠として、EEC の黙示的条約締結権限を認めて、次のように判示した。

国際協定を締結する権限は……条約明示の根拠からのみならず、条約上の他の規定及びそれらの規定の枠内でとられた共同体各機関の行為からもまた同様に認められることが可能である。……したがって、各条約規定遂行に関しては、共同体内部権限体系は対外関係の体系と分離することはできない。¹⁶

このように、*E.R.T.A. Case* において、共同体司法裁判所は、具体的共同体共通規則の存在する分野において、黙示的条約締結権限を EEC に認め、¹⁷ 続く *Cornelis Kramer Cases* 及び *Opinion I/76* ¹⁸ においても、黙示的条約締結権限法理に基づいて EEC の条約締結権限を認めた。¹⁹ *Opinion I/76* におおつては、*E.R.T.A. Case* 及び *Cornelis Kramer Cases* では明かにされなかった、²⁰ 具体的共通規則が存在しない場合における、共同体内部権限と黙示的条約締結権限の対応関係について明かにした。

共同体司法裁判所は、黙示的条約締結権限の根拠につき、*E.R.T.A. Case* 及び *Cornelis Kramer Cases* と同様の立場をとることを明かにするとともに、

共同体法が共同体機関に特定の目的達成のための権限を内部的に認めている場合、共同体は、その趣旨の明示規定の不存在にもかかわらず、その目的達成のため国際協定を締結する権限を常に有している。

このことは、共通政策実現手段の採択のため内部権限が既に用いられている場合に特にあてはまる。しかしながら、このことはそのような場合にのみあてはまるものではない。国際協定が締結され効力を発した場合にはのみ共同体内部手段が行使されるとしても、……当該事件におけるがごとく、共同体が国際協定に参加することが共同体の目的の一つを達成するために必要である場合、第三国との関係において共同体を拘束する権限は、内部権限を認めている条約規定より黙示的に認められる¹⁹⁾

と判示し、共通規則制定権限と黙示的条約締結権限の対応関係を明かにした。²⁰⁾

したがって、EECは、明示的にEEC条約において認められた条約締結権限の他に、共同体司法裁判所判例に基づいて、共同体の目的達成のため内部権限より導びかれる条約締結権限を有する。²¹⁾

D 条約締結権限の排他性

(1) 明示的権限²²⁾

*Opinion 1/75*においては、問題となったOECD Understanding on a Local Cost Standardが、第一一二条において規定される加盟国によって与えられる輸出援助にのみ関連するのか、又は共通通商政策の一部としての輸出政策の一端を為すものが問われた。共同体司法裁判所は、当該事件において問題となった条約は、共同体の明示的条約締結権限に含まれると判示するとともに、²³⁾ 共同体権限の排他性が存在すると判示した。その根拠として共同体司法裁判所は、以下の二つを挙げた。²⁴⁾

共同体裁判所はまず第一に、共同体法の統一的適用の要請故、共同体の明示的権限に排他性が認められるとし、以

下のように判示した。加盟国によるいかなる一方的行為も、輸出信用の認定基準における不均衡を生じせしめ、対外市場における加盟国の企業間の競争を阻害する。このような障害の排除は、共同体における企業——それがいかなる国籍を有していようとも——に対して与えられる信用の基準の厳格な統一という手段によつてのみなし得る。⁽²⁵⁾ 第二の理由として、共同体条約における共通通商政策は共同体の共通利益の保護のために適用されるのであり、加盟国側における競合的権限 (concurrent powers) の存在を認めることは、共同体共通利益の効率的な保護を危険に陥らせる可能性を生じせしめることが挙げられた。⁽²⁷⁾

このようにして、共同体裁判所は、当該条約において予定されている財政負担が共同体自体によりなされる場合、共同体が当該条約を締結する排他的権限を有していることに何ら疑いは存在しないと結論付けた。⁽²⁸⁾

(2) 黙示的権限

共同体司法裁判所は、明示的権限の場合と同様に、黙示的権限に関しても共同体の条約締結権限の排他性を認めている。⁽²⁹⁾

共同体司法裁判所は、*E.R.T.A. Case* において、共同体対内的立法が既に採択されている場合について判断し、*EC 条約第五条*、*第七四条及び第七五条並びに理事会規則 53/59* 採択を理由として、⁽²⁹⁾ 共同体の黙示的条約締結権限の排他性を認め以下のように判示した。

条約において定められた共通政策を実施する目的で、共同体が、それがいかなる形態をとろうとも、対内的立法を定めた場合、個別的又は集団的を問わず、加盟国はもはやそれら対内的立法に影響を与える義務を非加盟国と締結する権利を有しない。このような対内的立法が効力を発した場合、共同体のみが、共同体制度適用の分野に影響する非加盟国との契約義務を負いまた遂行する地位にある。⁽³⁰⁾

このような黙示的条約締結権限の排他性の存在する理由として、明示的条約締結権限の場合と同様に、共同体機関の枠組外で執らねたいかなる行為も、共同体市場の統一および共同体法の統一の適用と相容れないことが挙げられた。⁽³¹⁾ 共同体裁判所は、このような結論を、*Commission v Ireland* においてより強い表現で確認し、「共同体により採択された規則は、加盟国により採択された矛盾する規則を排除する」と判示している。⁽³²⁾

E 混合協定手続

EECの締結する条約の排他性との関連で、混合協定手続が問題となる。混合協定とは、共同体及び共同体加盟国双方の代表を一方の当事者とし、第三国の代表を他方の当事者として締結される条約の一般的名称である。交渉が最終的に妥結すると、共同体加盟各国の代表並びに共同体理事会及び委員会の代表が、条約の一方の当事者として署名する。このような混合協定は、共同体加盟各国の国内法手続に従い批准され、かつ共同体理事会決定又は規則の採択後効力を発する。⁽³³⁾

Euratom 条約におけるのとは異なり、EEC条約においては混合協定手続に関し何ら規定は存在しないが、EECは混合協定手続により多数の重要条約を締結している。⁽³⁴⁾

共同体司法裁判所は、*Opinion I/76* において、共同体加盟六カ国が締約国である先行条約における問題を解決するためという限られた範囲内において、混合協定手続に基づいて、共同体加盟国がEECとともに条約を締結することを認めた。⁽³⁵⁾ 共同体司法裁判所は、共同体条約締結権限の排他性との関係について、先行条約の規定及びEEC条約第二三四条第二項の規定により、

共同体とともに共同体加盟六カ国が、当該協定を締結することが、説明されかつ正当化される。このような手続により、当該協定に規定された計画遂行に関し、「先行条約の」特定の規定より生じる問題は解決される。これ

ら加盟国の当該協定への参加は、この目的のためにのみ認められるのであり、他の目的の達成のため必要と考えられるのではない⁽³⁸⁾

と判示した。そして、当該条約の加盟国への適用は、第二二八条第二項に基づき、共同体による条約締結より生じるのであり、⁽³⁹⁾ 共同体加盟国六カ国による条約への参加は共同体の条約締結権限を侵犯するものではなく、それ故当該条約は EEC 条約に違反しないと判示した。⁽⁴⁰⁾ 加盟国の条約交渉への参加は、上述の理由により正当化されるが、当該条約の規定如何によつては、共同体及び共通政策概念が内包する要件に反する結果を生じる可能性があるとも述べられた。⁽⁴¹⁾

また、*Opinion I/78* において、共同体司法裁判所は、共通通商政策に含まれる条約を締結する共同体権限を第一一三条に基づいて確認した後、加盟国の当該条約への参加を認めることにより、EEC 条約における混合協定手続を承認した。⁽⁴²⁾ 共同体司法裁判所は、裁判所意見が請求された段階において、当該条約における緩衝在庫に対する財政支出を、加盟国あるいは共同体のいずれが負担するかが決定されていなかったことを理由として、前者が負担する場合、共同体の排他的権限は認められず、当該条約は共同体と加盟国双方により締結されるべきであると判示した。⁽⁴³⁾

すでに検討したごとく、EEC の条約締結権限の排他性は、明示的権限においても又黙示的権限においても認められているが、混合協定はこのような排他性を空洞化させる可能性を有している。確かに混合協定手続自体は、理論上 EEC 条約締結権限の排他性に直接影響を与えるものではなく、EEC の条約締結権限が存在しない分野を含む条約を EEC が加盟国と合同して締結することを可能とするという点において、EEC の条約締結権限を補完するものであり、またそれ故に EEC の条約締結権限排他性理論とはその適用の局面を異にするものである。しかしながら、共同体司法裁判所の *Opinion I/76* における判示に見られるとおり、その適用如何、即ち EEC の条約締結権限を限定

的に解釈することにより又 EEC 締結条約の対象事項を EEC 条約締結権限より広範に設定することにより、共同体の明示的条約締結権限及び黙示的条約締結権限の適用を限定することを可能とする⁽⁴⁴⁾。実際に *Opinion 1/78* に見られるように、財政支出を共同体に負担させることが可能であつたにもかかわらず、加盟国が負担することにより、EEC の排他的条約締結権限を限定するという事例も存在する。

三 欧州石炭鉄鋼共同体

A 法人格規定

EEC 条約第六条は、共同体の法人格について「共同体は、法人格を有する。国際関係において、共同体は、その機能を遂行し、目的を達成するのに必要な法的能力を有する」と規定する⁽⁴⁵⁾。このような国際法人格規定を根拠として、EEC の黙示的条約締結権限を演繹する説も存在するが、通説及び共同体司法裁判所判例は EEC の法人格に関してではあるが⁽⁴⁷⁾否定的である。

B 明示的条約締結権限

まず第一に、EEC が条約上明示の条約締結権限を有するか否かが問題となる。

(1) 一般的条約

EEC 条約は、対外関係に係わる一定の権限を共同体機関に与えている。共同体理事会は、第七二条のもとで、第三国に対する関税の上限及び下限を定める権限を有している⁽⁴⁸⁾。共同体委員会は、第七三条のもとで、加盟国による輸出入ライセンスの執行及び検証を監督する権限を、また第七四条のもとで一定の保護措置をとる権限を有している。

しかしながら、ECS C 条約第七一条第一項は、「共同体加盟国政府の通商政策に関する権限は、当該条約により影響されない」と規定し、通商政策の領域における ECS C の条約締結権限を否定する。

ところで、ECS C 条約第八五条に基づく、共同市場への移行に関する Convention containing the Transitional Provisions 1951 第一条第三項 b) は、特定の目的のため第三国と交渉を行う権限を最高機関に認める。また、同様の規定は、第一〇条及び第一四条にみられる。しかしながら、これらの規定は、国際機構としての ECS C 独自の対外的権限を前提とはしておらず、加盟国が共同して第三国と条約を締結するに際し、その交渉を最高機関が担うということを意味するにすぎないと考えられていた。さらに、当該条約規定は、特定期間における最高機関の権限を定めるものであり、過渡期間の終了した現在において、上記の規定が ECS C の条約締結権限規定として適用されるとは考えられ難い。これらの規定は、明示的権限規定が存在し、手続に関し規定が存在しない場合、条約交渉は最高機関によつてなされ得るとの手続規定を黙示するに留まると考えられるべきであろう。

(2) 国際機構との協定

ECS C 条約第九三条及び第九四条は、EEC 条約第二二九条—第二三一条におけるのと同様に、特定の国際機構との適切な関係の維持に関し規定する。ECS C 条約第九三条及び第九四条は、条約締結に関して何ら直接規定しないが、EEC 条約第二二九条—第二三一条におけるのと同様に認められると考えられる。実際に、ECS C は、ILO との間に協定を締結している⁽⁴⁸⁾。しかしながら、ECS C 条約第九三条及び第九四条における協定は、EEC 条約第二二九条—第二三一条におけるのと同様、技術的又は行政的性格を有するものに限られ、共同体は、第九三条及び第九四条を根拠として、実体的な条約を締結する権限を有していないと考えられる⁽⁵⁰⁾。

C 黙示的権限に関する判例

以上のように、E C S C 条約においては明示的条約締結権限が存在しないと考えられるのであるが、E E C 条約におけるがごとく、対内的権限を根拠とする黙示的条約締結権限が E C S C 条約においても認められるかが問題となる。共同体司法裁判所は、条約締結権限に関するものではないが、判例において黙示的権限を E C S C 条約上認めている。

(1) *Fedehar Case*

Fedehar Case ⁽¹²⁾において、共同体司法裁判所は、E C S C 条約における黙示的権限に関し初めて判断を下した。最高機関は、E C S C 条約第六一条に基づいて、同条約第三条、特に(c)以下に定められた目的の達成のため必要である場合、製品の最高及び最低価格を定める権限を有するが、特定の価格を設定する権限は有していない。また Convention containing the Transitional Provisions 1951 第二六条は、過渡期間において、非効率的なベルギー石炭及び鉄鋼産業を合理化することを目的としており、同条第(a)項は、その目的のための価格表は最高機関の同意なくして変更され得ないと規定する。最高機関は、決定 22/55 により、ベルギー産石炭売渡価格を定めたが、原告の全ベルギー製鉄所協会は、同決定の E C S C 条約における適法性を争った。

共同体司法裁判所は、E C S C 条約第六一条における権限がこのような状況に適用されないと判示した後、Convention containing the Transitional Provisions 1951 第二六条の拡大解釈を否定した。しかしながら、次のように判示して、E C S C の黙示的権限を認めた。

原告は、……価格決定の明示規定が条約において存在しないという事実は、……解釈によるこのような権限の承認を否定すると主張する。当裁判所は、……国内法におけるのと同様に、国際法においても一般的に認められている、国際条約又は法により確立された規範は、それなくしては当該規範が意味をなさないか、又は論理的及

び効果的な適用をし得ないような規範を黙示的に含むという解釈原則を適用することが可能であると考える。⁽⁵²⁾

また、このようなアプローチは、ECSC 条約第八条に規定される最高機関の条約目的達成義務に対応し、最高機関は、条約に定められた目的を達成するために必要な実行手段に関し、一定の自律性を有するとも判示された。⁽⁵³⁾

(2) *Belges Case*

Belges Case⁽⁵⁴⁾において、共同体司法裁判所は、黙示的権限を認めたが、それはより微妙なアプローチを援用したものであった。

この事件において、ECSC 条約第三条及び第六五条の目的を達成するために締結される第五三条(b)における財政協定が問題となったが、具体的には、スクラップ市場の安定を図るための補償計画という直接的手段の他に、基準消費量を超える消費に対する課徴金という間接的手段を ECSC が用いることが可能であるかが争われた。共同体司法裁判所は、問題となった間接的手段は、条約第二条―第五条の目的にそつており、また第五三条の目的を達成するために妥当なものであると判示した。⁽⁵⁵⁾ 最高機関による間接的手段の採用は、第五九条に規定される生産割当のような直接的手段より要求されるものであると判示された。⁽⁵⁶⁾

このように、共同体司法裁判所は、条約の目的達成の範囲内において、共同市場への直接介入する権限に基づいて、当該直接介入手段を避け得ることを理由として、間接的介入手段を黙示的に認めた。*Belges Case* における黙示的権限は、ECSC 条約上明示の権限を根拠とするとともに、ECSC 条約体系全体に認められる共同体市場介入手段の階層的区分原則に基づくものであったともいえる。⁽⁵⁷⁾

(3) *Mannesman Cases*

Mannesman Cases⁽⁵⁸⁾においては、ECSC の有する補助金支給権限が、誤つて支給された補助金の返還請求権限を

も含むかについて争われた。輸入スクラップ使用促進補助金システムのもとで、ECS C 最高機関は、共同体産のスクラップの消費に対して課徴金を課する権限を与えられており、このようにして集められた基金は、輸入スクラップの消費者に補助金として支払われた。この事件において、最高機関が過失なくして受給資格のないスクラップ消費者に対して補助金を支給した場合、ECS C 条約上そのような明示規定が存在しないにもかかわらず、最高機関が返還請求権限を有するかが問題とされた。共同体司法裁判所は、ECS C 条約が全ての場合に関して規定を設けているとは考えられないとし、次のように判示した。

共同体加盟六カ国において、スクラップの消費者である多数の企業が強制的にこの補助金システムに加入させられており、このようなシステムのもとで、補助金支払に過誤が発生することは避け難い。それ故、補助金支給の権限は、返還請求の権限を含むものと解される。なぜならば、このような権限なくしては、補助金システムが効率的に運営されるとは考えられないからである。以上のことより、明示的権限は必要とされない。⁽⁵³⁾

また同様に、Advocate-General, Roemer も *Fedchar Case* 判決を引用し、当該判決旨に従えば、明示的規定の存在にもかかわらず、返還請求権限は認められると述べた。⁽⁵⁴⁾

(4) *Road Tariff Publication Cases*

共同体司法裁判所は、*Road Tariff Publication Cases* ⁽⁵⁵⁾において、輸送料金の公表を命じる最高機関権限が認められるかについて判断した。⁽⁵²⁾ ECS C 条約においては、加盟国が輸送料金の格差を生じせしめるような慣行及び実行をなすことは禁じられている。⁽⁵³⁾ 最高機関は、輸送料金の詳細の公表を命じた決定 *18759* を、ECS C 条約第七〇条第三項に準拠して採択した。共同体司法裁判所は、まず輸送料金の公表を命じる最高機関権限が、第七〇条第三項に基づいて認められるかを検討した。共同体司法裁判所は、第七〇条第三項及び第六〇条第二項(a)の比較より、第七〇条は

執行的性格を有する決定の根拠規定とはなり得ないと判示したが、同時にこのような権限が条約の他の規定又は一般経済政策に関する最高機関権限より黙示的に導き出すことができるかを検討する必要性を認めた。⁽⁶⁶⁾ しかしながら、共同体司法裁判所は、第六〇条第二項(a)に基づく黙示的権限の存在を否定すると同時に、⁽⁶⁷⁾ 以下のように述べて一般経済政策に関する最高機関権限より導かれる黙示的権限を否定した。

第七〇条により輸送に関して適用される一般原則によると、格差の統制及びそれに関する罰則は最高機関に委任されているというのは事実であるが、この原則より、料金表又は料金の公表形式を定めるという方法による、先行的統制に関する決定権限を最高機関が有するとは解釈できない。このような権限は例外的なものであり、加盟国の放棄によつてのみ認められるものであるが、この事例に関しては、条約は明示的にもまた、黙示的にもこのようなことを規定していない。⁽⁶⁸⁾

共同体司法裁判所は、このように黙示的権限法理の存在を認めながらも、加盟国の明示的意思の不存在を理由としてその適用を否定するという多分に循環的な論法をとることにより、黙示的権限法理の適用を退け、最高機関の黙示的権限を否定した。またそのことにより、共同体司法裁判所は、*Redechar Case* において、最高機関の黙示的価格設定権限を認めながらも、当該 *Road Tariff Publication Cases* において、運送料金の公表形式の決定というより限定的な最高機関権限を否定した。

(5) ECSC 条約第五八条に関する判例

Klockner-Werke AG v Commission of the European Communities ⁽⁶⁹⁾ においては、ECSC 条約第五八条のもとで鉄鋼製品の生産割当の適法性が争われた。原告会社は、ECSC 条約第五八条のもとで採択された決定 2794/80 は不法に原告会社の非加盟国に対する輸出可能性を阻害したと主張した。⁽⁷⁰⁾

欧州共同体裁判所はこれに対して、生産割当はいかなるものであつても共同体市場及び輸出の双方における販売可能性に影響を与えるのであり、第五七条及び第五八条は、対外通商に影響を与えるような規則を制定する権限を EC SC に付与していると判示した⁽⁷⁾。そして第五八条のもどとられるべき手段において、いかなる限度まで対外貿易を考慮にいれるかは、委員会によつて決定されると判示した⁽⁷⁾。

同様の EC SC 規則が問題となつた *Usines Gustave Boel and Fabrique de fer de Manbeuge v Commission of the European Communities*⁽²³⁾ では、原告会社は、EC SC 条約第七三条を根拠に、対外貿易に関する規制権限は共同体加盟国に留保されており、当該 EC SC 規則の採択は EC SC 条約第九五条に基づかずしては不可能であると主張した。共同体司法裁判所は既に検討した *Kockner* 判決を引用して、原告の主張を退けた。

以上の判例より、EC SC が EC SC 条約第五八条に基づいて、対外貿易に影響を与えるような共同体立法を採択する黙示的権限を有するのは明かであると考えられる。

D EEC の黙示的条約締結権限法理の適用可能性とその限界

以上の共同体司法裁判所による判例より明かなように、EC SC 条約における黙示的権限に関する判例の大部分、特に *E.R.T.A. Case* 判決以前の判例は、その事項的範囲のみならずその適用においても非常に限定されたものであつた⁽¹⁶⁾。これに対して、*Klochner Cases* 判決以降の一連の EC SC 条約第五八条に関する判例は、より広範な黙示的権限を対外貿易に対して影響を与える分野においても認めるものであると考えられる。しかしながら、本稿の議論との関連では、さらに当該条約規定に基づいて、非加盟国と条約を締結する黙示的権限を EC SC が有しているかが、問題となる。

欧州共同体と合衆国間の鉄鋼条約⁽¹⁷⁾の締結にあたって、共同体委員会は EEC 条約第一一三条とともに、EC SC 条

約第五八条および第九五条を根拠規定として、当該条約の共同体理事会による承認をはかった。共同体委員会は、EEC条約におけるのと同様の、対内的権限に基づく黙示的条約締結権限を念頭において、第五八条を引用したものと考えられる。しかしながら、共同体理事会では第五八条を条約締結の根拠規定の一つとすることに反対があり、共同体委員会は当該規定を根拠規定とすることを断念し、当該条約は最終的には ECSC条約第九五条及び EEC条約第一一三条⁽⁷⁸⁾に基づいて締結された。加盟国の中には第七一条第一項の規定を根拠に、第九五条に基づく共同体による条約締結にも反対し、加盟国が当事国になるべきであるとの主張もあつたが、最終的には共同体委員会の主張が通つた⁽⁷⁹⁾。

このように、欧州共同体と合衆国間の鉄鋼条約の締結にあつては、共同体委員会が求めた、EEC条約と同等の、対内的権限たる ECSC条約第五八条に基づく黙示的条約締結権限の承認は、共同体理事会によって否定されたといえる。

また第九五条に基づく条約締結は当該条約締結にあつてのみ適用されるものであり、加盟国が有する通商政策に関する権限は、原則としてこのような条約締結によつては影響されないと考えられる。当該条約の前文では特に、加盟国の ECSC条約第七一条における権限を制限するものではない旨明記されている⁽⁸⁰⁾。

このような状況は、EEC条約と ECSC条約の共同体権限に対するアプローチの違いにより説明することができる。EEC条約が加盟国間の関税及び非関税障壁を撤廃し、対外共通関税を設定することにより関税同盟を成立させることに関し条約上に明確な規定をおいた。しかし、それ以降の物、人、サービス及び資金の自由移動を原則とする共同市場に関しては、その枠組み (traité-cadre) と手段 (traité de procédure) を示すにすぎず⁽⁸¹⁾、その具体的方法及び手段は共同体機関に委任されている。したがつて、共同市場設立という目的を達成するために必要と考えられるならば、条約締結もその手段の一つに含まれ得る。また関税同盟確立のためには、必然的に域外諸国との間の関税協定及

び通商協定の締結が必要となり、条約締結が共同市場設立のための重要な手段の一つと考えられ、対外的行為の存在を当然のものとしていた。

これに対して、ECS C 条約は、石炭及び鉄鋼市場という部分的経済統合を規律し、戦略的に重要である石炭及び鉄鋼産業の発展を促しまたそれを統制する高度に規律的な枠組を規定する (Traité⁽⁸⁵⁾)、主として対内的性格を有する条約である。したがって、ECS C 条約における各種の直接的又は間接的規律権限は、ECS C の目的を達成するために、共同体としての対外的行為を予期していなかった。

E E C 条約において発達した内部権限に基づく黙示的条約締結権限を ECS C に認めることは、必然的に ECS C 条約第七条において留保された加盟国の通商権限を直接侵害することになり、E E C 条約第二三二条の規定とも矛盾することとなる。このように、対外的権限に関して規定を有しない ECS C 条約においては、条約締結権限は加盟国に留保され、またそこにおける黙示的権限に関する共同裁判所判例は、主として内部権限においてのみ発展し、条約締結権限には拡大されていないと結論することができる。

E E E C 条約における共通通商政策規定と ECS C 条約

ECS C は、ECS C 条約上明示的な条約締結権限を有しておらず、また E E C 条約におけるような黙示的条約締結権限法理も適用されるとは考えられてはいないのであるが、ECS C 条約が規律する事項に関する対外関係は、E E C 条約の成立及びその後の実行により一定の変更を受けており、必ずしも石炭及び鉄鋼に関する対外的通商政策が ECS C 条約のもとにおいてのみ規律されているわけではない。

ECS C 条約の成立した一九五二年七月の段階において、ECS C 条約第七条第一項が規定したように、石炭及び鉄鋼に関する対外的権限を加盟国に留保することは、十分意味のあることであった。すなわち、石炭及び鉄鋼と

いう二分野に限定した対外的権限を ECSC に付与したとしても、加盟国が他の全ての経済分野において対外的及び国内通商政策を実行するため、このように限定された共通通商政策の実効性は限定されたものとならざるを得なかった。これに対して、EEC 条約第一一三条により共通通商政策が全ての経済分野において確立されることが予定されるため、石炭及び鉄鋼の分野において加盟国が通商権限を維持することは、反対に EEC が目的とする市場統合の妨げとなる。しかしながら、ECSC 条約第七一条第一項が「共同体加盟国政府の通商政策に関する権限は、当該条約により影響されない」と規定し、また EEC 条約は第二二二条第一項において特に、「この条約の規定は、欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約の規定、特に構成国の権利及び義務、同共同体の機関の権限に関する規定を変更するものではない」と規定するため、EEC 条約成立以降、石炭及び鉄鋼分野における対外関係に関する権限が、いかに EEC、ECSC 及び加盟国間に分配されるか並びにその法的根拠及び性格が問題となる。

(1) *Opinion 1/75*

Opinion 1/75 においては、問題となった OECD Understanding on a Local Cost Standard が、EEC 条約第一一三条における共同体の排他的条約締結権限の範囲内にあるかが問われたが、当該条約は EEC のみならず ECSC の規律する産品をもその対象とするものであった。

共同体司法裁判所は、当該意見は EEC 条約に関連して条約を締結する共同体権限に限定されたものであると述べるとともに、以下のように判示した。

共同体が当事者である国際的法律行為は可能な限り統一的な性格を有する必要があるという要請より、ECSC 条約第七一条の規定が EEC 条約の発効によって従前の効力を保持するかどうかという問題が存在する。しかしながら、当該規定は、いかなる場合においても EEC 条約第一一三条及び第一一四条を無効とするというもの

ではなく、また共通通商政策分野における国際協定の交渉及び締結にかかわる共同体権限の付与に影響を与えるものではない。⁽⁸⁸⁾

このように共同体司法裁判所は、原則としては EEC 条約第一一三条に基づく EEC の条約締結権限が ECSC 産品に対しても敷衍されると判示したのであるが、共同体司法裁判所は、その後の判例において、ECSC 条約と EEC 条約の関係について *Opinion 1/75* を判示した原則を限定的に適用している。

(2) *France, Italy, United Kingdom v Commission*

France, Italy, United Kingdom v Commission⁽⁸⁹⁾ は条約締結権限に直接関連するものではないが、EEC が条約締結権限を有する共通通商政策における ECSC 条約と EEC 条約の相互関係を明かにする。すなわち当該判決は、共同体が条約締結権限を有する共通通商政策がいかなる範囲まで ECSC 産品を抱合し得るかとの問題に示唆を与える。

当該事件においては、公企業に対する加盟国の財政的援助の許容範囲が問題となった。EEC 条約第九〇条、第九二条―九四条においては、共同市場での競争に悪影響を与えるような国家援助は禁止されており、当該目的を達成するため、第九〇条第三項により共同体委員会は命令又は決定を発する権限を有している。共同体委員会は第九〇条第三項に基づき、加盟国と公企業間の財政上の透明度に関する EEC 指令 80/723⁽⁹⁰⁾ を発した。ところで、この事件で問題となった事項に関しては、ECSC 条約自体が第四条(c)において、石炭及び鉄鋼の分野での加盟国と公企業の関係について、実質的な規定を有していた。

共同体司法裁判所は EEC 条約第九二条及び第九〇条第三項に基づく EEC 指令 80/723 と ECSC 条約第四条という二つの抵触する規定が存在する場合において、EEC 条約第二二三条第一項が存在する故、EEC 条約は ECSC 条約が規律する産品には適用され得ず、EEC 条約の共通通商政策には含まれ得ないと判示した。⁽⁹¹⁾

(3) *Gerlach v Minister for Economic Affairs*

Gerlach v Minister for Economic Affairs ⁽⁹³⁾ においては、EEC 条約に基づいて採択された反ダンピング税に関する理事會規則 2779/78 ⁽⁹³⁾ が、ECS C 産品にも適用されるかが問題となった。共同体司法裁判所は、ECS C 条約は EEC 条約の特別規定を構成し、ECS C 条約に規定があるか又は ECS C 条約に基づいて二次的立法が採択された場合、EEC 条約は ECS C 産品に対しては適用されないと判示した。またこのことは、ECS C 条約のもとで採択された二次的立法である勧告 ⁽⁹⁴⁾ においても、明示的にその旨明かにされていると判示された ⁽⁹⁵⁾。

(4) *Deutsche Babcock Handel GmbH v Hauptzollamt Lubeck-Ost*

Deutsche Babcock Handel GmbH v Hauptzollamt Lubeck-Ost ⁽⁹⁶⁾ においては、共通域外関税に関する EEC 規則 1430/79 ⁽⁹⁷⁾ が ECS C 産品に対しても適用されるかどうかが問題となった。共同体委員会によると、ECS C 条約及びそこで採択された二次的立法は、共通関税及びその適用に関する規則を含んでいるが、より一般的な関税法に関する規定を欠いている。したがって、このような規定を欠いている分野に対して EEC 条約及び規則 1430/79 が適用され得ると主張された ⁽⁹⁸⁾。

共同体司法裁判所は、EEC 条約は ECS C 条約とは異なり特定の産品にその事物的管轄権を限定されているわけではないと述べるとともに、EEC 条約第二三一条第一項の意味するところは、ECS C 条約規定又は当該条約に基づいて採択された規則によって規律されていない限度において、EEC 条約の規定及び当該条約に基づいて採択された規則が ECS C 産品に対しても適用され得るといふことであると述べた ⁽⁹⁹⁾。

(5) EEC 条約における共通通商政策規定適用の限界と排他性

このように、EEC 条約の共通通商政策は一般的に ECS C 条約の規律する産品についても適用され得るのである

が、E C S C 条約又は当該条約に基づく二次的立法が存在する場合、このような事項に対しては E E C 条約は適用され得ない。

ところで、欧州共同体と合衆国間の鉄鋼条約⁽¹⁰⁾の締結にあたって、共同体委員会は理事会より、合衆国政府と当該条約を交渉する排他的委任を受けた⁽¹¹⁾。共同体委員会は、理事会の承認を受けるにあたり、E E C 条約第一一三条に基づく案並びに E C S C 条約第五八条及び第九五条に基づく案の二つを提出した。共同体理事会は、E C S C 条約第五八条に基づく黙示的条約締結権限の採用を認めず、E C S C 条約第九五条のみに基づく条約締結を決定したのであるが、⁽¹²⁾法理論としては E E C 条約第一一三条を E C S C 条約又は当該条約に基づく二次的立法が存在しない分野における条約締結権限規定とし、また E C S C 条約又は当該条約に基づく二次的立法が存在する分野においては、E C S C 条約第九五条に基づいて、共同体の条約締結権限を認めることも可能であったと考えられる。

E C S C 製品に関して E E C 条約第一一三条が適用された場合においても、このような条約締結権限が排他的であることには変わりはなく、⁽¹³⁾E C S C 条約第九五条に基づく共同体による条約締結もまた E C S C 条約が適用される E C S C 製品に関して加盟国の条約締結権限が認められ得ない故であり、⁽¹⁴⁾共同体の条約締結権限の排他性が認められる。このように、対外的権限に関する限り、E C S C 条約第七一条第一項及び E E C 条約第二三二条第一項によって留保された加盟国の権利を持つてしても、共同体の条約締結権限を制限する事はできないと考えられる。

しかしながら、このような石炭及び鉄鋼製品に関する共同体の排他的条約締結権限も、当然 E E C 又は E C S C が権限を有する限度においてものみ適用されるのであり、このような範囲外の条約の締結にあたっては混合協定手続が必要とされ、⁽¹⁵⁾そこにおいては当然のことながら共同体条約締結権限の排他性は認められない。⁽¹⁶⁾

四 欧州原子力共同体

A 明示的条約締結権限

(1) 一般的協定及び契約

Euratom 条約は、EEC 条約と同様の文言で、Euratom に法人格を与えており、また第 X 章において特に Euratom の対外関係について規定する。⁽¹⁰⁾ 条約締結権限に関しては第一〇一条―第一〇六条に規定をおき、条約締結権限に関しては二条約中最も体系だった規定を有している。条約締結についての一般的規定である Euratom 条約第一〇一条は、「共同体は、その権限及び管轄権の範囲において、第三国、国際機構又は第三国の国民と、協定又は契約を締結する権限を有する」と規定する。第一〇一条は、Euratom は、その権限及び管轄権の範囲内において条約を締結する権限を有すると規定することにより、EEC 条約において判例によって明かにされた黙示的権限法理と同様の、内部権限と条約締結権限の対応関係を明かにしていると考えられる。⁽¹¹⁾

このような協定は、EEC におけるのと同様に、共同体委員会により交渉されるが、EEC とは異なり、共同体理事会によってではなく、理事会の承認に基づき委員会により締結される(同条第二段)。また、その適用において共同体理事会の行為を必要とせずかつ Euratom 関係予算内において実行され得る協定は、共同体委員会単独により、交渉、締結される(同条第三段)。⁽¹²⁾

Euratom 条約は、第一〇三条において加盟国が締結しようとする条約の Euratom 条約規定への適合性、すなわち、加盟国条約締結権限の共同体条約締結権限への適合性について規定し、このような判断は、第一次的には共同体委員

会によってなされ(第一〇三条第二段)、第二次的には共同体司法裁判所の決定(Ruling)によってなされる(第一〇三条第三段)。そして、共同体委員会による承認、又は、共同体司法裁判所による決定を得ずして、加盟国は当該条約を締結することはできないと規定する。⁽¹¹⁾

(2) 混合協定及び連合協定

Euratom 条約は、混合手続協定の締結に関する明示的規定を有し、また EEC 条約第二三八条と同様の連合協定締結規定を有する。⁽¹²⁾

Ruling I/78 において、共同体司法裁判所は、Euratom 条約における混合協定手続について判示した。当該事件において問題となった条約は、I A E A のもとで共同体の参加なしに加盟国のみによって締結されることが予定されており、加盟国が当該条約を締結する権限を有することに関して争いは存在しなかった。当該条約は、放射性物質の輸出入に関して規定していたため、共同体委員会は、加盟国とともに Euratom も参加する必要があると判断し、第一〇二条に基づく混合協定手続による締結を求めた。共同体司法裁判所は、当該条約は、一部加盟国の管轄権に含まれ、また同時に共同体も管轄権を有すると判断し、したがって、Euratom 条約上、共同体の当該条約への参加は必須であり、共同体の参加によってのみ加盟国の条約締結は認められると判示した。⁽¹³⁾

(3) 国際機構との協定

Euratom 条約は、第一九九条—第二〇一条において、EEC 条約第二二九条—第二三一条と同様に、Euratom と他の国際機構との協力について規定する。Euratom は、第一九九条に準拠して、ILO⁽¹⁴⁾及び I A E A と協定を締結し、また第二〇〇条に準拠して、欧州理事会との間で実体的権利義務を含まない協力協定を締結している。⁽¹⁵⁾

このように、民生用原子力物質の輸出入を管理し、アメリカ及びイギリスと比較して遅れていた原子力産業を共同

体という単一主体によって発展させるという目的のため、非常に限定された分野においてはあがあるが、そこでは共同体に高度の権限を認めた Euratom 条約は、対外関係に関し ECSC はもちろん EEC と比較しても統合された機構を有し、共同体が明示的条約締結権限を含む広範な対外的権限を有する。

B 対外的権限の排他性

以上のように、Euratom 条約においては明示的条約締結権限が認められるのであるが、このような条約締結権限の法的性格が問題となる。条約及び契約を締結する Euratom 権限の排他性の存否は、*Commission v France* 及び *Ruling 1/78* ⁽¹²⁾ において、共同体司法裁判所によって判断された。

Euratom は原子力分野における加盟国間の協力を達成するために設立され、Euratom 条約は、「共同体における全ての使用者が原鉱及び原子力燃料の定期的及び平等な供給を受けることを保障する」としている。そのため、Euratom 条約は第 VI 章に詳細な規定を置いており、原子力燃料の購入などの実際の業務は共同体委員会の監督のもとに活動し、独立した予算及び加盟国の国内法上の法人格 ⁽¹³⁾ を有する供給公社 (Supply Agency) によって排他的になされることを予定していた ⁽¹⁴⁾。

Commission v France において、フランスは Euratom 条約第七六条はすでに失効しており、そのため加盟国は共同体の下部機関たる供給公社に通知することなく、第三国と原子力物質の供給に関して条約又は契約を締結することが可能であると主張した ⁽¹⁵⁾。

これに対して、共同体司法裁判所は、原子力物質の供給は Euratom 全体において統一されていなければならず、このような権限は Euratom 及び供給公社の排他的な権限に含まれると判示した ⁽¹⁶⁾。

Ruling 1/78 ⁽¹⁷⁾ は *Draft Convention of the International Atomic Energy Agency on the Physical*

Protection of Nuclear Materials, Facilities and Transports に参加する Euratom 権限が問題となった。当該条約草案の規律する大部分の事項に関しては、Euratom 加盟国が権限を有していると考えられたが、原子力物質の輸出入に係わる規定、特に草案第四条の取扱いが問題とされた。共同体委員会は、Euratom の参加が適当であるのみならず必要であると主張し、加盟国は Euratom の参加を得ずして第四条を締結する権限を有しないと主張した⁽¹²⁾。

共同司法裁判所は、当該事件においても *Commission v France* と同様の立場をとり、Euratom 条約は EEC 条約と同様に「その規定する事項内において統一的な経済地域を確立しようとする。……この範囲内において、委員会及び供給公社は共同体の名においてその排他的権限を行使することが求められている」と判示した⁽¹³⁾。

このように Euratom においても、EEC と同様の条約締結権限の排他性が認められる。しかしながら、EEC 条約に関して述べた、共同体法理論上の条約締結権限の排他性と混合協定の多用による排他性適用の制限という条約締結実行という図式は Euratom においてもあてはまる⁽¹⁴⁾。

ところで、平和的目的のための原子力物質の供給という分野に限定されるとしても、加盟国の対外的権限を制限するこのような判決に対して、フランスは、供給公社の排他的権限を規定する Euratom 条約第 VI 章、特に第七六条の改正を要求した。加盟国及び共同体機関による数年の検討の後、共同体委員会は、一九八四年以来数度にわたって理事会对して第 VI 章の改正提案を行った⁽¹⁵⁾。これらの改正提案は、つまるところ、Euratom の権限を制限し、加盟国の権限を拡大するものであり、多くの点で一九八五年のルクセンブルグ合意に類似したものであった。

またこの改正案は、Euratom 条約の発効以降共同体の実行で発達した域内供給政策の排他性の放棄を条約上も認めるものであったが、一九八四年の欧州議会での決議以来正式には取りあげられていない。

C EEC 条約における共通通商政策規定と Euratom 条約

ECSC 条約の場合と同様に、EEC 条約における共通通商政策がいかなる範囲まで Euratom 条約に適用されるかが問題となる。EEC 条約は、ECSC 条約に関して EEC 条約第二三二条第一項において「本条約の規定は、欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約の規定、特に構成国の権利及び義務、同共同体の機関の権限に関する規定、並びに石炭及び鉄鋼共同市場の運営に関して同条約に定める規則を変更するものではない」と規定するのに対し、Euratom 条約に関しては EEC 条約第二三二条第二項において、「本条約の規定は欧州原子力共同体を設立する条約の規定に抵触するものではない」と規定する。

公企業に対する加盟国の財政的援助の許容範囲が争点となった *France, Italy, United Kingdom v Commission*⁽¹⁸⁾ では、問題となった EEC 指令 80/723 第四条⁽¹⁹⁾において特に Euratom 条約の規律する産品にかかわる公企業に関しては、当該指令が適用されない旨が明かにされている。しかしながら、この事件では両当事者間でも、Euratom 条約には加盟国と公企業間の財政的關係に関する規定が存在せず、それ故、EEC 条約第九〇条及び第九二条―第九四条が原則として Euratom 産品にかかわるこれらの公企業にも適用されることについては争いはなかった。

以上からも明かなように、EEC 条約における共通通商政策は Euratom 条約が規律する産品に対しても確立され得ると考えられており、問題とされる事項が当該分野に抱合され、Euratom 条約の規定と矛盾しない限度において、共同体は EEC 条約に基づいて Euratom 条約が規律する産品に係わる条約を締結することが可能であると考えられる。

五 結 語

EEC、ECS C 及び Euratom の各共同体は、その統合の程度を異にし、また共同体に与えられた明示的条約締結権限にも差がある。ECS C は、特定分野における活動を目的として設立され、広範な内部権限を有するものの明示的条約締結権限は認められなかった。Euratom もまた、特定分野における活動を目的として設立されたが、高度に統合され、広範な内部権限とともにそれに対応する明示的条約締結権限を有する。EEC 条約における黙示的条約締結権限法理は、判例により一九七〇年以降発達してきたものであるが、ECS C 条約に対する適用は、ECS C 条約における明示的条約締結権限に関する規定の不存在を考慮するならば、ECS C 条約産品に対し EEC 条約第一一三条が適用されるとしても、困難なものがあり、実行及び判例においても認められていない。^(註) Euratom は他方、黙示的条約締結権限法理の適用が必要とされないような明示的条約締結権限を条約上有していると考えられる。また、このような黙示的条約締結権限法理による共同体権限の拡大と同時に、共同体の条約締結権限は EEC 条約の共通通商規定の ECS C 条約及び Euratom 条約産品に対する適用により拡大されている。

しかしながら、実行においては、明示的条約締結権限及び黙示的条約締結権限法理の限定的解釈並びに混合協定手続の多用により、共同体の条約締結権限及びその排他的範囲は限定されたものとなっている。このような限定は、加盟国による国家主権の維持をその主たるもとする、政治的動機に基づく解釈にその基礎をおくものであり、必ずしも固定的なものではない。したがって、将来にわたって共同体の条約締結権限の範囲を明確化するためには、黙示的条約締結権限理論の ECS C 条約における適用可能性とともに、共同体条約締結権限適用の実行に特に注意しなければ

ならなう。

- (1) 例え⁵⁷ Pescatore, P., "Les Communautés européennes en tant que personnes de droit international", in Ganshof van der Meersch, W.J., ed, *Droit des Communautés européennes* (1969) 107, at 109.
- (2) 大谷良雄「ヨーロッパ共同体の対外的権能」国際法外交雑誌(一九七六)第七五卷五三五頁、五四四—五四七頁。
- (3) Case 6/64, [1964] ECR 585 at 593.
- (4) *Commission of the European Communities v Council of the European Communities* (E.R.T.A. Case), Case 22/77, [1971] ECR 263 at 274. ⁵⁸ *Cornelis Kramer and others*, Joined Cases 3, 4, and 6/76, [1976] ECR 1297 at 1308; *Opinion I/78*, [1979] ECR 2871 參照。
- (5) E.R.T.A. Case, *ibid*; *Cornelis Kramer Cases*, *ibid*; *Opinion I/76*, [1977] ECR 751. 國際法人格と黙示的権限に關し、拙稿「EEC の黙示的條約締結權限」一橋論叢(一九八六)第九五卷第五卷、七一四頁、七一四—七一八頁。
- (6) その他「共同体発効旅券に關する條約に關し」Protocol on Privileges and Immunities of the Communities 1965 第七條第一項參照。また、第三三三條に於いて、條約に規定のなる場合適當な措置をとらうとが認められてゐるが、この「適當な措置」には條約締結權限が含まれると考へられる。しかしながら、この規定は全く新たな權限に係わるものであり、明示的權限及び黙示的權限とは區別されるため、本稿では必要な場合を除き、特に及ばない。同様の規定は EEC の C 條約第九五條及び Euratom 條約第一〇三條にも存在する。
- (7) Single European Act 1986 第八條に於ての語句。
- (8) 共同体のこの分野に於ける活動に關しては、共同体委員會の年次報告書「Annual Reports of the Commission」を參照。また European Community, *International Organisations and Multilateral Agreements* (1977); Le Tallec, G., "Quelques aspects des rapports entre la CEE et les organisations internationales", (1972) 15 RMC 636; Kovar, R., "La participation des communautés européennes aux conventions multilatérales", [1975] AFDI 903; Jaque, J.O., "La participation de la Communauté économique européenne dans les relations internationales 133; Mae, A., "La Communauté européenne, les organisations intergouvernementales et les accords multilatéraux", [1977] RMC 395; Kapteyn, P.J.G., Koofjans, P.H., Lauwaars, R.H., & Schermers, H.G., eds, *International Organization and Integration* (2nd ed 1982), vol. II, A.3a, 127; Dauses, M.A., "Die Beteiligung der

- Europäischer Gemeinschaften an multilateralen Völkerrechtsabkommen”, [1979] *Europarecht* 138.
- (6) ILOとの間にEECが協力条約を締結した際のは ([1985] OJ L 52) 理事会は通常の条約締結手続に基づくべきであると主張し、条約は第二一九条ではなく第二二八条の手続に基づいて締結された。また、EECがGATTとの間に、単なる行政的性格の協力を定める以上の条約を締結する際には、第一一一条及び第一一三条に基づき、第一一四条の手続に準拠する。EECが、国連ハイレベルな難民救済事業機関 (UNRWVA) 及び世界食糧協力機関 (WFP) と締結した多数の協力条約は、加盟国の権利又は義務に影響を与えないため、第二一九条に基づかず、第一一三条、第一一四条及び第二二八条に準拠すべき (Marengo, O., “Bases juridiques communautaires de l'aide alimentaire aux pays en voie de développement”, [1974] CDE 623 passim)。
- (10) 大谷良雄「ヨーロッパ経済共同体における国際協定の効力」*経済法* (一九七九) 第二〇巻、三〇頁、三二頁、大谷 前出註一、五五〇頁参照。
- (11) Mégret, J., “Formes et effets des accords internationaux passés par la C.E.E.”, (1965) 8 *RMC* 19 passim; Pescatore, P., “Les relations extérieures des Communautés européennes”, (1961) II 103 *Recueil des Cours* 1 at 115—120; Costonis, J. J., “The Treaty-Making Power of the E.E.C.”, (1968) 5 *CMLRev* 421 at 428.
- (12) *E.R.T.A. Case*, [1971] *ECR* 263 at 280 et seq.
- (13) 例として、理事会と関税協定、参事会と関税協定、*ibid.*, 269—280及び279—280参照。
- (14) 註釋「E.R.T.A.の参事会条約締結権限」前出註五参照。
- (15) [1971] *ECR* 263 at 275, para 24 and at 280, para 74, 共同体の参事会条約締結権限について、*Opinion I/76*, [1977] *ECR* 741 at 754—755.
- (16) *E.R.T.A. Case*, [1971] *ECR* 263 at 274. 参事会と関税協定、*ibid.* sous l'arrêt de la Cour du 31 mars 1971 dans l'affaire 22/70”, [1971] *RTDE* 796 at 800—801; Raux, J., “La Cour de justice de Communauté et les relations extérieures de la C.E.E.”, [1972] *RGDIP* 36 at 59—62; Waelbroeck, M., “L'arrêt A.E.T.R. et les compétences externes de la Communauté économique européenne”, [1971] *Integration* 79 at 87; Ganshof van der Meersch, W. J., “Les relations extérieures de la CEE dans les domaines des politiques communes et l'arrêt de la Cour de justice du 31 mars 1971”, [1972] *CDE* 127 at 151—152; Louis, J. V., “Compétence internationale et compétence interne de communautés”, [1972] *CDE* 479 at 482.

- (17) [1976] ECR 1279 at 1309.
- (18) [1977] ECR 741 at 755.
- (19) 共同体裁判所が、本件の *Opinion 1/75* に於いて、共通規則の制定に先立って条約が締結される可能性を示唆している ([1975] ECR 1355 at 1363)。
- (20) *E.R.T.A. Case*, [1971] ECR 263 at 275, para 19參照。
- (21) 本件に、Kovar, R., "La contribution de la Cour de justice au développement de la condition internationale de la Communauté européenne", [1978] CDE 527 at 537—538 and 544; Groux, J., "Le parallélisme des compétences internes et externes de la Communauté économique européenne", [1978] CDE 1 at 23參照。
- (22) Pescatore, P., "Les relations extérieures des Communautés européennes", (1961 II) 103 Recueil des Cours I at 89; Kovar, R., "La mise en place d'une politique commerciale commune et les compétences des Etats membres de la C.E.F. en matière de relations internationales et de conclusions d'accords", [1970] AFDI 783 at 805; Kapteyn, P.J.G., and Van Themaat, P.V., *Introduction to the Law of the European Communities* (2nd ed 1989) 773.
- (23) [1975] ECR 1355 at 1362—1363.
- (24) *Opinion 1/75* に於いて示された黙示的権限の排他性の根拠が、共同体裁判所が *E.R.T.A. Case* に於いて黙示的条約締結権限に關して採じた理由と同様のものではない ([1971] ECR 263 at 276, para 31)。
- (25) [1975] ECR 1355 at 1364.
- (26) *Ibid.*, 1362.
- (27) *Ibid.*, 1364.
- (28) 本件に、*Opinion 1/78*, [1979] ECR 2871 at 2917, para 59參照。
- (29) [1971] ECR 263 at 275—276.
- (30) *Ibid.*, 274, paras 17—18.
- (31) *Ibid.*, para 31.
- (32) *Case 61/77*, [1978] ECR 417 at 448, para 64. 同前 *Commission v United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland*,

- Case 32/79, [1980] ECR 2403.
- (33) Pescatore, *supra* at note 11, at 105.
- (34) Euratom 条約第 101 条。また *Ruling 1/78*, [1978] ECR 2151 at 2178 参照。
- (35) ただし、Act concerning the Condition of Accession and the Adjustments to the Treaties 1972 ([1972] OJ L 73/14) 第四条第二項は「新たに加盟する国は、この条約に規定された条件に従って、原加盟国及び共同体の一たよって共同して締結された合意及び条約に加盟することを経済する」と規定する。
- (36) 例えば、共同体の締結した Lomé Convention を含む大部分の連合協定、GATT 協定のような第一一条及び第一一三条に基つく条約並びに国連海洋法条約は、混合協定手続による。
- (37) *Opinion 1/76* は、なる共同体条約締結権限は、黙示的権限法理により認められた。
- (38) [1977] ECR 741 at 756.
- (39) ただし、Agreement establishing an European Laying-Up Fund for Inland Waterway Vessels 第四条。
- (40) [1977] ECR 741 at 756.
- (41) *Ibid.* 756-757.
- (42) *Opinion 1/78*, [1979] ECR 2871. *Opinion 1/78* は、なる EEC の条約締結権限は明示的 EEC の条約に基いて認められた。
- (43) *Opinion 1/78*, [1979] ECR 2871 at 2918, para 60. ただし、*Opinion 1/75*, [1975] ECR 1355 at 1364 及び *Opinion 1/78*, *ibid.* を参照。また Mégret, J., "Le pouvoir de la CEE de conclure des accord international", (1964) 7 RMC 529 at 531 and 535 参照。
- (44) Ehlerman, C.-D., "Mixed Agreements: A list of Problems", in O'Keefe, D. and Schermers, H. G., eds, *Mixed Agreements* (1983) 3.
- (45) EEC 条約第二一〇条及び Euratom 条約第一八四条は、法人格に関して、「共同体は、法人格を有する」と規定する。
- (46) Reuter, P., *La Communauté européenne du charbon et de l'acier* (1953) 119 et seq; de Soto, J., "Les relations internationales de Communauté européenne du charbon et de l'acier", in *Actes officiels du Congrès international d'études sur la Communauté*

europerenne du charbon et de l'acier (1958), vol III, 191 at 197; Mathijssen, P.S.R.F., *A Guide to European Community Law* (3rd ed 1980) 199.

- (47) 前述ノ二 欧州経済共同体' A 法人格規定参照。
- (48) 共同体の憲法に關し' *Halsbury's Law of England* (4th ed 1986) paras 9.98参照。
- (49) Agreement of Co-operation between the ILO and the ECSC, [1953] JO 167.
- (50) 前注' 二 欧州経済共同体' B 明示的条約締結権限' (3) 國際機構への歴史参照。
- (51) *Fédération Charbonnière de Belgique v High Authority of the European Coal and Steel Community*, Case 8/55, [1954—1956] ECR 292.
- (52) *Ibid*, 299.
- (53) *Ibid*, 299—300.
- (54) *Groupeement des Hauts Fourneaux et Acieries Belges v High Authority of the European Coal and Steel Community*, Case 8/57, [1958] ECR 245.
- (55) *Ibid*, 254 et seq.
- (56) *Ibid*, 253.
- (57) 上ノ各々各々' *上ノ各々各々*ノローキ等' *Falckhar Case* 案並 ([1955—1956] ECR 292 at 298—299) 又是等ノ案ニ關シテ' 各々各々ノ *Advocate-General*, Lagrange, *ibid*, 288 et eq; Mann, C.J., *The Function of Judicial Decision in European Economic Integration* (1972) 256 et seq 参照。
- (58) *Mannesman AG and others v High Authority of the European Coal and Steel Community*, Joined Cases 4/59—13/59, [1960] ECR 113.
- (59) *Ibid*, 131.
- (60) *Ibid*, 141—142.
- (61) *Government of the Italian Republic v High Authority of the European Coal and Steel Community*, Case 20/59, [1960] ECR 325; *Government of the Kingdom of the Netherlands v High Authority of the European Coal and Steel Community*, Case

- 25/59, [1960] ECR 355.
- (62) この事件の背景は「Lister, L., *Europe's Coal and Steel Community* (1960) 374—375及び Scheingold, S.A., *The Role of Law in European Integration* (1965) 153 et seq.
- (63) ECSC条約第4条第②項。
- (64) [1959] JO 287.
- (65) [1960] ECR 325 at 336及び [1960] ECR 355 at 371—372.
- (66) [1960] ECR 325 at 336及び [1960] ECR 355 at 372.
- (67) [1960] ECR 325 at 336—337及び [1960] ECR 355 at 372—373.
- (68) [1960] ECR 325 at 338及び [1960] ECR 355 at 373.
- (69) Case 119/81, [1982] ECR 2627.
- (70) *Ibid.*, at 2643—2644.
- (71) *Ibid.* at 2652, para 21 et seq. 同項 *Klockner-Werke AG v Commission of the European Communities*, Case 224/81, [1983] ECR 1451 at 1485 para 39 et seq.
- (72) *Ibid.* 同項 *Ferriere San Carlo SpA v Commission of the European Communities*, Case 235/82, [1983] ECR 3494.
- (73) Case 76/83, [1984] ECR 859.
- (74) ECSC条約第九五条第一段は、「石炭鉄鋼共同体において、第五条に従って、第二条、第三条及び第四条で定められた共同体の目的の一を達成するため最高機関の決定又は勧告が必要であることが明かであるにもかかわらず、当該条約が規定をおかない場合には、協議会の全会一致の同意を得かつ諮問委員会に諮問した後、決定又は勧告を採択することができる」と規定する。前出註七一参照。
- (75) *Fedehaar Case, Belges Case* 及び *Mannesman Cases* は、確かに黙示的権限に関する判例ではあるが、共同体司法裁判所のアプローチは、厳格な黙示的権限法理とどうよりな、法律又は条約の解釈原則としての有効性原則に基づくものであるように思われる。
- (77) Agreement concerning Trade in Certain Steel Products between the European Coal and Steel Community and the United States, [1982] OJ L 307/12.

- (7) ECSC 産品に対する EEC 条約第一一三条の適用に関しては、後述、E EEC 条約における共通通商政策規定と ECSC 条約参照。
- (79) 共同体理事会と共同委員会の交渉過程は、筆者が一九八九年八月にブリュッセル共同体委員会事務局で行った調査に基づく。
- (80) 1982 OJ L 307/11.
- (81) Reuter, P., *Organisations européennes* (2ième ed 1970) 188.
- (82) 投資及び財政的援助に関し第五四条—第五六条、生産割当に関し第五七条—第五九条及び価格統制に関し第六〇条以下を参照。
- (83) ECSC 条約第二条及び第三条。
- (84) ただし、第九三条及び第九四条。
- (85) *De Gezamenlijke Steenkolenmijnen in Limbourg v High Authority of the European Coal and Steel Community*, Case 30/59, [1961] ECR I at 44—45.
- (86) Contra, Hartley, T.C., *The Functions of European Community Law* (1981) 165. また、EEC 条約における黙示的権限判例とは関係なく、ECSC 条約において内部的権限と条約締結権限の対応関係が存在する主張する説も存在する。例えば、Huber J., *Le droit de conclure des traités internationaux* (1951) 156; Reuter, P., *La Communauté européenne du charbon et de l'acier* (1953) 116—140; Wengler, W., "Die Völkerrechtliche Stellung der Montanunion gegenüber dritten Staaten und Staatenverhanden", in *Actes officiels du Congrès international d'études sur la Communauté européenne du charbon et de l'acier* (1958), vol III, 7 at 42, and 330—331.
- (87) Euratom 条約と関する第二三二条第二項と比較のこと。
- (88) *Opinion I/75*, [1975] ECR 1355 at 1365. ただし、これは *obiter dictum* である。
- (89) *Joined Cases 188—190/80*, [1982] ECR 2545.
- (90) [1980] OJ L 195/35.
- (91) *Ibid.*, 2580. 当該事件は EEC 指令 80/723 が ECSC の規律する産品に適用されないことについては当事者間において争いがなく、その旨の明示的規定が当該指令に存在しないことが、当該指令の効力に及ぼす影響を与えるかが問題となった。
- (92) Case 239/84, [1985] ECR 3507.

- (33) [1978] OJ L 333/5.
- (34) Seventh recital in the preamble to Recommendation 77/329/EEC of 15 April 1977 and in the 27th recital in the preamble to Recommendation 3018/79/EECSC of 21 December 1979.
- (35) [1985] ECR 3507 at 3517.
- (36) Case 328/85, [1987] ECR 5119.
- (37) [1979] OJ L 175/1.
- (38) [1987] ECR 5119 at 5122—5123.
- (39) *Ibid.*, at 5138—5140.
- (40) [1982] OJ L 307/12.
- (41) *Bull. EC* 7/8—1982, 1.1.2. かつ注意しなければならないのは、第一に当該委任は共同体機関たる理事会によってなされたのであり、加盟国がなすことはなからない点である。第二に、交渉権限は共同体委員会に「排他的」に付与されたという点である。第三に、この委任を行うためたる共同理事会は EEC の条約の規定にもとづいて EEC 条約の規定をも根拠規定としておこなったものである。
- (42) [1982] OJ L 307/11.
- (43) 二 欧州経済共同体、D 条約締結権限の排他性参照。
- (44) *Opinion I/75*, [1975] ECR 1355 at 1365.
- (45) 例えば、東京ラウンズにおいて締結された貿易に対する技術障壁協定及び民間航空機協定は、加盟国が共同体とともに締結した。
- (46) たなし、共同体の排他的条約締結権限が認められない分野においては、混合協定手続も援用される (Ehlerman, *supra* note 44, at 6 and 8)。
- (47) Euratom 条約第一八四条。
- (48) Euratom に關し、Lenaerts, K., "Nuclear Border Installations: A Case Study", (1988) 13 *ELRev* 159; *Halsbury's Law of England* (4th ed 1986) paras 10.14—10.65; Weilmann, P., *Die Anfänge der Europäischen Atomgemeinschaft* (1983); Hahn, H. J., "Euratom: The Conception of an International Personality", 71 *Harv L Rev* 1001 (1958).

- (109) 内部権限と条約締結権限の対応関係は、*E.R.T.A. Case* に於いて初めて主張された概念ではなく、ECSC条約締結当時より存在していた。前出註八五参照。
- (110) Euratom が、第一〇一条で準備して締結した条約の例として、*supra* at note 8, *International Organization and Integration*, vol II, A, 2, 42—43 参照。Euratom が締結した多国間条約の分析については、Dausies, H., "Die Beteiligung der EG an multilateralen Völkerrechts Übereinkommen", (1979) 14 *Europarecht* 138 参照。
- (111) Euratom 条約第一〇三条第三段。 *Ruling 1/78*, [1978] ECR 2151 at 2178—2179.
- (112) Euratom 条約第一〇二条。
- (113) Euratom 条約第二〇六条。当該規定は、EJC条約第二三八条と実質的に同文であり、Single European Act 1986 及び EC条約第二三八条における欧州議会の権限を拡大したが、Euratom 条約第二〇六条については、同規定を有する。
- (114) [1978] ECR 2151 at 2178, para 31.
- (115) Agreement for Co-operation between the International Labour Organisation and the European Atomic Energy Community (Euratom) of 26 January 1961, [1961] JO 473/61.
- (116) Co-operation Agreement between the IAEA and the European Atomic Energy Community, [1975] OJ L 329/28.
- (117) *Supra* at note 8, *International Organization and Integration*, vol II, A, 2, 76 参照。II 欧州経済共同体、B 明示的条約締結権限 (3) 国際機構との協定及び III 欧州石炭鉄鋼共同体、B 明示的条約締結権限 (2) 国際機構との協定参照。
- (118) Case 7/71, [1971] ECR 1003.
- (119) [1978] ECR 2151.
- (120) Euratom 条約第二十条。
- (121) Euratom 条約第五四条第一項。
- (122) ただし、実行においては、共同体非加盟国との輸出入を除く、共同体市場内における供給政策の自由化が行われている。Rules of the Supply Agency of the Euratom Atomic Energy Community determining the manner in which demand is to be balanced against the supply of ores, source materials and special fissile materials, [1950—1962] OJ English Special Edition 46, amended [1975] OJ L 193/37.

- (123) [1971] ECR 1003 at 1007-1010.
- (124) *Ibid.*, 1018-1019.
- (125) [1978] ECR 2151 at 2157-2165.
- (126) *Ibid.*, 2171.
- (127) 二 欧州経済共同体、E 混合協定手続参照。
- (128) 最後の共同体委員会改正提案について、[1982] OJ C 3340/4 参照。第 VI 章の改正提案の詳細については、Allen, D., "The Euratom Treaty, Chapter VI: New Hopes or False Dawn?", (1983) 20 *CMLRev* 473 at 485 et seq 参照。
- (129) Bull. EC, 5-1984, 2.1.183.
- (130) *Joined Cases* 188-190/80, [1982] ECR 2545. 当該判決は、主として ECSC 条約との関連において議論されたものである。
- (131) [1980] OJ L 195/35.
- (132) これに対して、ECSC 条約又はそこにおける二次的立法が規律する事項に関しては、ECSC 条約が排他的に適用される。三 欧州石炭鉄鋼共同体、E EEC 条約における共通通商政策規定と ECSC 条約参照。
- (133) 欧州共同体と合衆国間の鉄鋼条約締結においては、このようなアプローチは、共同体理事会によって明確に否定された。

小稿は、フルブライト若手研究員プログラムにより、平成三年八月-六月にかけて、ハーバード大学ロー・スクールにおいて行った調査研究に基づいている。この滞在を可能とした日米教育委員会また同地においてお世話になったハーバード大学ロー・スクール、ロー・スクール図書館及び International Legal Studies 図書館のスタッフの方々に感謝の意を表します。ハーバード大学ロー・スクールの御好意により、Lexis 及び West Law を使用させて頂きました。ここに重ねて御礼を申し上げます。